

議事日程 (第 2 号)

平成28年 3 月 4 日 午前10時00分開議

| | | | |
|-------|---------|---|------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 7 号 | 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第 2 | 議案第 8 号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第 3 | 議案第 9 号 | 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について | 質疑、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第 4 | 議案第10号 | 壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第 5 | 議案第11号 | 壱岐市職員の降給に関する条例の制定について | 質疑、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第 6 | 議案第12号 | 壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第 7 | 議案第13号 | 壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第 8 | 議案第14号 | 壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第 9 | 議案第15号 | 壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第10 | 議案第16号 | 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について | 質疑、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第11 | 議案第17号 | 壱岐市教職員宿舎の設置に関する条例の一部改正について | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第12 | 議案第18号 | 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第13 | 議案第19号 | 壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第14 | 議案第20号 | 壱岐市へき地診療所条例の一部改正について | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第15 | 議案第21号 | 壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第16 | 議案第22号 | 壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |

| | | | |
|-------|--------|---|------------------------|
| 日程第17 | 議案第23号 | 壱岐市火災予防条例の一部改正について | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第18 | 議案第24号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター） | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第19 | 議案第25号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや） | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第20 | 議案第26号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ） | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第21 | 議案第27号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター） | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第22 | 議案第28号 | 公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設） | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第23 | 議案第29号 | 公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園） | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第24 | 議案第30号 | 過疎地域自立促進計画の策定について | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第25 | 議案第31号 | 市道路線の廃止について | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第26 | 議案第32号 | 平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第11号） | 質疑なし、 予算特別委員会付託 |
| 日程第27 | 議案第33号 | 平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第28 | 議案第34号 | 平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号） | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第29 | 議案第35号 | 平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号） | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第30 | 議案第36号 | 平成27年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号） | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第31 | 議案第37号 | 平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号） | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第32 | 議案第38号 | 平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号） | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第33 | 議案第39号 | 平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号） | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第34 | 議案第40号 | 平成28年度壱岐市一般会計予算 | 質疑なし、 予算特別委員会付託 |
| 日程第35 | 議案第41号 | 平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算 | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第36 | 議案第42号 | 平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算 | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第37 | 議案第43号 | 平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計予算 | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |

| | | | |
|-------|--------|---------------------------|------------------------|
| 日程第38 | 議案第44号 | 平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計 予算 | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第39 | 議案第45号 | 平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予 算 | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第40 | 議案第46号 | 平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計 予算 | 質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託 |
| 日程第41 | 議案第47号 | 平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計 予算 | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |
| 日程第42 | 議案第48号 | 平成28年度壱岐市水道事業会計予算 | 質疑なし、 産業建設常任委員会付託 |

本日の会議に付した事件
(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (16名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 赤木 貴尚君 | 2番 土谷 勇二君 |
| 3番 呼子 好君 | 4番 音嶋 正吾君 |
| 5番 小金丸益明君 | 6番 町田 正一君 |
| 7番 今西 菊乃君 | 8番 市山 和幸君 |
| 9番 田原 輝男君 | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 中田 恭一君 | 12番 久間 進君 |
| 13番 市山 繁君 | 14番 牧永 護君 |
| 15番 深見 義輝君 | 16番 鶴瀬 和博君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 事務局長 | 川原 裕喜君 | 事務局次長 | 吉井 弘二君 |
| 事務局書記 | 若宮 廣祐君 | | |

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君 副市長 …………… 中原 康壽君

| | | | | | |
|-------|-------|--------|---------|-------|--------|
| 副市長 | …………… | 笹原 直記君 | 教育長 | …………… | 久保田良和君 |
| 総務部長 | …………… | 眞鍋 陽晃君 | 企画振興部長 | …………… | 左野 健治君 |
| 市民部長 | …………… | 堀江 敬治君 | 保健環境部長 | …………… | 土谷 勝君 |
| 建設部長 | …………… | 原田憲一郎君 | 農林水産部長 | …………… | 大久保敏範君 |
| 教育次長 | …………… | 山口 信幸君 | 消防本部消防長 | …………… | 安永 雅博君 |
| 総務課長 | …………… | 久間 博喜君 | 財政課長 | …………… | 西原 辰也君 |
| 会計管理者 | …………… | 平田恵利子君 | | | |

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第7号～日程第25. 議案第31号

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、議案第7号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから、日程第25、議案第31号市道路線の廃止についてまで25件を議題とし、これから各議案に対し、質疑を行います。

初めに、議案第7号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。中田議員。

○議員（11番 中田 恭一君） 済みません。通告なしで申し訳ございません。

9号の行政区設置検討委員会というのが、今度、できておるようでございますが、何年か前に、行政区を見直そうということで、総務のほうでやってきて、途中で断念というか、なかなか理解

を得れずに断念したことがあるわけですが、今回は、それと同じく行政区の設置を目指しているのか、また改めてここで出たということは、行政区の設置をどこか、国か県かが、もうそういうふうにしなさいという指導があってやらなければいけないのか、いつまでにやらなければいけないというのがあれば教えていただきたいし、このメンバーの構成を、あて職というたら失礼ですけども、メンバーの構成がわかれば、人数と併せて教えてほしいんですけど。

○議長（鶴瀬 和博君） 左野企画振興部長。

○企画振興部長（左野 健治君） 行政区の設置検討委員会の内容でございます。

現段階におきましては、基本的には自治基本条例の制定に向けて、今、取り組んでおるところでございます。今年度につきましては、第8回を、今終わっております。内容等につきましては、基本的な事項を、今調整いたしております。今回の設置条例の中では、今後、行政区をどのように持っていくのか、自治会、公民館のあり方、少子化、そして高齢化する中での組織を現状で行く形を、今後どのようにしていくかというのを、行政区の設置委員会、検討委員会を設けて協議していただくというふうに考えております。

それと、自治基本条例の義務的な部分とございますか、これにつきましては特段ございません。設置すべき方向で努力したいというふうに思っております。

メンバーにつきましては、現在、委員につきましては10名以内を予定いたしております。自治公民館連絡協議会の関係者、各種団体に関わる方々の中から御推薦いただくと。その他公募による方々をお願いし、10名以内といたしております。

以上でございます。

○議長（鶴瀬 和博君） 11番、中田議員。

○議員（11番 中田 恭一君） 今まで8回ほど委員会を開催したということやったですかね。

それは、その自治基本条例に関しての委員会を開催したということですね。その人たちが、今度は行政区の件について、今後どうあるべきかというのを検討するために、今回、自治基本条例をやっていたある程度のメンバーの人たちが、こっちの行政区の新しいメンバーにそのまま移管するという形で……そうじゃなかった……今まで8回ほど会議を開催してということでありましたので、それは自治基本条例に関しての会議だったわけですか。ちょっとその辺だけ。

○議長（鶴瀬 和博君） 企画振興部長。

○企画振興部長（左野 健治君） 基本条例につきましては、審議会委員として設置をいたしております。これは今、自治基本条例の基本的な事項、理念条例になりますけど、そういった部分について検討していただいと。28から行政区の検討委員会につきましては、また別の新たな組織を設けまして、今後の自治会、公民館、そういった基本的なところを、再度、どうあるべきかというのを新しい組織で検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鵜瀬 和博君） よろしいでしょうか、中田議員。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号壱岐市職員の降給に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 今回、地方公務員法の一部改正によりまして、いわゆる、今まで多分例がなかったと思うんですが、地方公務員の降給というか降号ができるようになったということですが、その人事評価自体について、多分議員諸氏もあまりよく知らないと思うんで、基本的なことについて、含めて質問したいと思います。

質問通告してますが、一番最初にまず、この業績評価の実施権者と任命権者とあるわけですが、この業績評価の実施権者とは具体的に誰を指すのか、多分直属の上司が当たると思うんですが、これをお答え願いたいと思います。

2番目に、今回、降号の対象になるのが、全体評価が最下位の者で、何年か続いた場合は降号の任命権者がその者に通知するとなっておりますが、全体評価が最下位の段階は、全体の、例えば通知表みたいに絶対評価じゃないと思うんですが、多分これを相対評価で決められてると思うんですが、この基準はどうなってるのか、全体の何%程度がその最下位の評価しかもらえないとか、そういうのがあると思うんですが、その評価の区分はどのようになっているのか、また、この、例えば通知表みたいに、1、2、3、4、5とかですね、そういう評価が現実にあるのかどうかもお答え願いたい。

3番目に、これは地方自治の上でも非常に問題に、今でもなってるんですが、議会事務局職員の評価は、これは一体誰がするのか、恐らく、任命権者は議長になると思うんですが、この議会事務局においては、基本的には執行部から独立してないといかんわけやから、基本的には議長が任命権者になると考えておるわけですが、この議会事務局職員の評価はどうするのか。

それから、4番目、部長の評価は、これは誰がするのか、併せて、教育長、副市長については誰がするのかまで含めてお答え願いたいと思います。

5番目、任命権者と実施権者の役割の差、実施権者が、多分、直属の上司であって、その人が自分の部下について人事評価するわけでしょうから、例えば、教育委員会、ここに書いてますけ

ど、消防署、老人ホーム、環境組合等の実施権者と任命権者の役割の差をお答え願いたいと思います。

6番目、白川市長はこういうことはないと思うんですが、人事評価の、当然、降給された職員については、降号された職員については、承服しがたいという意見も出てくると思います。公平委員会等もありますけれども、その前に、壱岐市として、今度は条例で決めるわけですから、人事評価の第三者的な意見はどう取り入れていくのか、例えば九州でも、鹿児島県のほうで、市長の判断によって恣意的な人事評価とか人事が行われておりました。将来こういったことがないとは限りませんが、そういった第三者的な評価はどう取り入れていくのかまで含めてお答え願いたいと、一応質問通告は6点しておりますので、この点についてお答え願いたいと思います。

○議長（鶴瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） ただいまの町田議員さんからの御質問でございます。

議案第11号壱岐市職員の降給に関する条例の制定について6項目の御質問でございますが、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、業績評価の実施権者とは具体的に誰を指すのかということでございます。地方公務員法第6条では、任命権者は職員の任命、人事評価、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有する者と規定をされており、人事評価制度で言います実施権者とは人事評価の実施に責任を負う者であり、評価結果は実施権者の確認により最終的に確認するものとされておりますので、実施権者となり得る者は任命権者、または任命権者が指定した者と規定をいたしています。つまり、誰を指すのかということになりますと、市長ということになります。

次に、全体評価が最下位の段階は全体の何%に当たるのかという御質問でございます。また、評価の区分はどのようになっておるのかということでございます。全体評価の区分につきましては、S、A、B、C、Dの5段階でございますが、通常の場合はBということになります。Sは特に優秀であり、求められる行動が全て確実にとられており、特に優秀な能力発揮状況であります。Aは通常より優秀であり、求められる行動が十分にとられており、優秀な能力発揮状況であります。Bは通常であり、求められる行動がおおむねとられており、通常的能力発揮状況であります。Cは通常より物足りない、であり、求められる行動がとれないことがやや多く十分な能力発揮状況とは言えない、求められた水準を下回る役割しか果たせていない状況であります。Dははるかに及ばない、であり、求められる行動がほとんどとられておらず、必要な能力発揮状況でない、求められた役割を果たしていない状況であります。人事評価は職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び掲げた業績を把握して行われるものであり、能力の発揮状況を見る能力評価と、役割を明確化した上で上げた業績を見る業績評価で構成しています。

そして、いずれの評価も評価期間中の職務の遂行や業務の達成状況を評価基準に照らして、絶

対評価で行います。絶対評価とは、事前に評価の基準となる目標を設定し、評価基準に従って、一人一人を評価するものであり、ほかの職員と比較して評価するものではございません。ですから、初めから区分ごとにその割合は設定しておりません。実際に評価した結果、各区分ごとに何人で何%であったということになります。

次に、議会事務局の職員の評価は誰がするのかということでございます。議会事務局の職員の評価につきましては、主事、主任主事の1次評価は係長が行います。2次評価は事務局次長が行い、調整者は議会事務局長となります。係長の1次評価は議会事務局次長、2次評価は議会事務局長、調整者は副市長となります。事務局次長の1次評価は議会事務局長、2次評価はなく、調整者が副市長となります。事務局長につきましては、1次評価は副市長であり、同様に調整者も副市長となります。最終的な実施権者につきましては、任命権者である議会の議長かと思われませんが、もともと職員は市長部局から出向という形をとっておりますので、任命権者が指定する者ということで、議長より市長を指名していただき、市長が実施権者として人事評価の実施責任を負うこととなり、その評価結果は、市長の確認により最終的に確定されるということになります。

それから、部長の評価は誰がするのかということでございます。議会事務局長、市長部局の部長及び消防長につきましては、副市長が評価者でありまして、調整者を兼務をいたしております。教育次長につきましては、教育長が評価者であり、調整者を兼務します。

調整者の役割について御説明しますと、各評価者により評価に不均衡がないか、事実との食い違い、甘辛などの偏りがないかを審査します。必要に応じて、評価者から情報を収集し、不均衡等があると認められる場合には評価者に再評価をさせることも可能です。

最終的な実施権者につきましては、先ほど議会事務局の職員の評価で御説明しましたとおり、それぞれの任命権者により市長を指名をしていただきまして、市長が実施権者として人事評価の実施に責任を負うことになり、その評価は市長の確認により最終的に発表するものということになります。

それから、5番目の任命権者と実施権者との役割の差、そして教育委員会、消防署、老人ホーム、環境管理組合等でございますが、任命権者と実施権者との役割の差でございますが、先ほど御説明をいたしましたとおり、地方公務員法第6条では、任命権者は職員の任命、人事評価、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有する者と規定されておまして、人事評価制度で言います実施権者とは、人事評価の実施責任を負う者であり、評価結果は実施権者の確認により最終的に確定するものとされております。それぞれの任命権者から、実施権者に市長を指名をしていただきまして、市長が実施権者として人事評価の実施に責任を負うこととなり、その評価結果は市長の確認により最終的に確定するといたしてます。

ここで、教育委員会での例で申し上げますと、任命権者である教育長が教育次長の評価者であ

り、調整者になるわけですが、実施権者は市長であり、教育長による評価や調整が適当であるかを審査します。適当でないと認める場合は、再調整を行わせることになります。

消防署、監査委員会、監査事務局、農業委員会に置きましても同様の扱いとなります。

老人ホームにつきましては、任命権者が市長であるので、市長部局と同様の取り扱いとなります。

環境管理組合等につきましては、外郭団体でございまして、人事評価の対象にはなっておりません。

それから6番目の人事評価の第三者的な意見、どう取り入れていくのか、恣意的な評価が絶対ないとは言い切れないのではないかとということでございます。人事評価はまず、みずからの事務遂行状況を振り返り、評価に必要な情報を評価者に提供すること。その経験や反省を次期以降の業務遂行に反映させることや、みずからの長所、短所を気づき得ることを目的として、自己評価をまず行います。その後、上司による評価になるわけでございますけれども、議員御指摘のとおり、公平、公正に評価が行われなければなりません。これまで、平成25年11月、平成26年10月、平成27年7月に全職員を対象に勤務評定及び人事評価の研修を実施いたしております。また、今月18日には、評価者に対する研修を実施するところでございます。今後も、公平、公正な評価が行われるよう、長期的、継続的に評価者の研修を実施して参りたいと考えております。また、日常の業務を通じて把握している直接の上司が評価するものであり、第三者機関の介入は想定をしております。しかしながら、人事評価の公平性、透明性、公正性の確保と制度の信頼性を高めるために、面談による指導、助言のほか、苦情に的確に対応するため、苦情相談窓口を設置いたします。この苦情相談窓口は職員班のほうに置きますけれども、人事評価審議委員会というのを設けまして、その苦情の内容について、検討いたしまして、これもあの、その公正度が出ますけれども、これは実施権者が指名する者、市長が指名する者ということになっておりまして、部長等会とかが考えられます。問題があれば、再評価の指示をすることになります。

これらの取り組みによりまして、人事評価は活力ある公務組織の実現や、効率的な行政運営に資するものと考えておるところでございます。

御質問に対するお答えは以上であります。

○議長（鵜瀬 和博君） 6番、町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 私は、勘違いしてございまして、実施権者っていうのは、多分現実に実施するんだから、直属の上司が実施権者になって、任命権者っていうのは、その上司を任命した者だから当然市長になるんだらうというふうな考えとったわけですが、今の部長の説明で、そうではないということがわかりました。

教育委員会においては実施権者が市長で、任命権者が教育長ということですが、そこで

ちょっと質問なんですけど、まずこの、先ほど、この人事評価については、部長は絶対評価だと言われましたけれども、例えばこのS、A、B、C、Dの評価っていうのは、要するに部長の、ただ絶対評価というのはですね、例えば学校の通知表みたいに、全体の例えば3%が5だとか、僕らのころはそうだけど、今はそうじゃないですけども、5だとか、全体の3%は1だとか、そういうのを絶対評価と言うんですが、このS、A、B、C、Dというのは、基本的に、市長がいちいち全部職員の業績評価をするわけじゃありませんので、当然、極端な例を言えば、上司の受けが良かったらSになったり、上司の受けが悪かったらDになったりとか、あるいは、能力があってもチームワークが取れないとかいう職員も当然おるわけやし、上司が嫌いだという職員もおるわけなんですけども、このS、A、B、C、Dでの絶対評価というのは、一体どういう基準でSであったり、Aであったり、Bであったり、Cであったり、Dであったりするの、まずここをちょっとお答え願いたいと思います。

それから、これを見ると、いったん最下位のD評価になると、数年となってますけども、例えば人間というのは、それまでは極端に悪かっても、急に、もちろんやる気を起こす場合だってあるわけなんですけども、もう一つ、この昇給規定というのは、例えばいったん降給されたらそのままなのか、あるいは特別にこの人は非常にやる気が出たから、非常に職員としては優秀だという、当然、反対に昇給規定も当然あってしかるべきだと思うんですが、それについてはどうなってるのか。

それから、先ほど、答なかったんですが、教育長、副市長についての評価は、これは誰がするのか、お答え願いたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 理事者側の答弁を求めます。眞鍋部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） まず、最初の質問でございますけれども、全体表号、S、A、そういったものの評価につきましては、難易度の基準というものもございまして、達成度の判定基準というものもございまして、そういう基準がございまして、例えば難易度の基準の場合には、当該順位にあるものとして、通常大幅に上回る業務量や前例のない業務であるなど、極めて高い水準であると考えられるものとか、そのほかに、3項目ございまして、そしてまた、達成度の判定基準でございますけれども、目標を大幅に上回って達成とか、目標を上回って達成、目標をほぼ達成、そういうことで点数がございまして、そういうことの全部を、この基準に基づいて評価をして、そして、その点数でそれを表して、S、それからA、B等の判定をしていくということになります。

それから、昇給の規定でございますけれども、昇給につきましては、この人事評価を参考、また、もとにして壱岐市で初任給昇格昇給等の基準に関する規則というのがございまして、これに評価の結果を当てはめて、実施をすることになりますけれども、この人事評価制度というのは主に、人材育成という形でとらえたところでございます。最終的には、その基準を判断して、規則に

のっってやっていくということになります。

それから、教育長、副市長の評価は誰がするのか、特別職については評価をすることになっておりませんので、職員を対象にするということになっております。

以上でございます。

○議長（鵜瀬 和博君） 6番、町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 3回目の最後なんですが、じゃあ、部長、実は公務員というのは、僕は、今回のような、当然、優秀な職員は昇給して、優秀じゃないというのもおかしいけども、あんまりやる気のない、能力的に見てどうかとかいう職員が、当然降給されるのは、僕は、当たり前だと思ってるんですよ。今までそういうのがなかった、一生懸命やっとする職員も、大してやってない職員も同じように、何年か過ぎたら同じように昇給して行って、差がつくのは、多分、役職手当とかそういうので差がつくぐらいしか今までなかったんですが、今回は、僕は、これぜひ人材評価、人材育成という観点だけじゃなくて、職員の評価そのものにもどんどん取り入れてもらいたいと思ってるんですが。ただし、数値目標の達成率というのを、今、部長言われましたけども、例えば今回、まち・ひと・しごと創生会議で、壱岐市も中期計画を立てました。この中には、数値目標がかなりはっきりとその部署部署で出ております。これに対する、例えば観光客の、まあ、わかりやすく言えば観光商工課なんかで、観光客の目標をこんぐらいあげるとか、そういうのも数値目標で出てます。観光客の誘致がこんぐらいまでなるとか。その評価の数値というのは、部署部署によって非常に違うと思うんです。その数値目標というのは、この中期計画に記載されてる数値目標も加味されるのかどうか。もう一つは、数値評価がない部署というのも当然あるわけなんです。そこの部分については、例えば、こいつは真面目にやっるとかいうだけで、僕は、基本的にほとんどの大部分の職員は真面目にやっと思うんです。ただ、真面目にやっとするからと言ってその人が、僕は、能力があるとは思わないんです。真面目にやってなくても能力がある人間はおるし、真面目にやっとしても能力がない人間も当然おるわけなんですけど、一番大切なのは、この数値目標という設定はどういうふうにされてるのか、僕は、数値目標がない部署、例えば総務部長のとこなんかは、数値目標を上げられて言われたら、どういうふうな数値目標を出されるのか、その数値目標の設定の仕方そのものが問われてくると思うんですが、そのところはもうどういうふうにお考えなんですか。

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） おっしゃるとおりで、数字にあらわせない部署もございます。ただ、この目標といいますのは、まず、その部署で組織の目標を設定いたします。そして、それに基づいて個人の目標を設定するという形になります。そうした中で、先ほど言いました、目標に掲げたものが難易度とか、達成基準とかそういったものも含めて総合的に判断するようになるわけで

すけども、そこは、そういうところをもって判断していくということになるわけです。ですから、繰り返してございますけれども、組織目標をまず立てて、その部署の組織目標を立てて、そして個人目標ということになりますので、それを判断するということになります。

○議員（6番 町田 正一君） 議長、いいですか、最後にもう1回。

○議長（鶴瀬 和博君） よろしいです。6番、町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 別に、部長が発言されとるから、部長のところの総務部を例にとると、じゃあ、総務部の組織目標というのは一体何なんですか。僕は、それがよくわからないんですけども、例えば、退職者が少ないとか、職員の欠勤が少ないとか、休みが少ないとか、残業時間が少なくなったとか、そういうのが組織の目標で、それを、まず組織の目標があつて個人の目標が当然あるわけでしょうけど、総務部なんかは、どんなして組織目標を立てられてるんですか。どういう基準で。

○議長（鶴瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 具体的な質問ということでございますけども、今現在、総務を含めて全体でございますけれども、行動目標というのを定めております。そこで、具体的には、済みません、申しわけございませんけども、行動目標というのを掲げておりまして、その内容もホームページで公表しております。それを、目標値が掲げていくわけですけども、具体的にということで、あえて申し上げますと、例えば、今回「国境離島新法」というのが市長も特に取り組まれておりまして、現在進めておられるところでございますけれども、それによる運賃の低廉化をやっぱり組織として目標に掲げようと、例えば一つ申し上げますと、そういうこともちょっと掲げておるところでございます、そういう状況でございます。

○議長（鶴瀬 和博君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。10番、豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 市職員の降給に関する条例は、いろいろ説明があつておりますが、先ほどから、ちょっと、出ておりますが、能力、実績、あるいは評価ですね、プラスになるほうも条例が必要だというふうに考えておりますが、市長の見解をどうぞ。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 当然、それも規則にある、それに準じて扱おうと思つてます。やはり、職員がなんと申しますか、頑張る、それに応じた、やはり花実とまでは言いませんけど、本人に対する利益、これはやはり考えなければいけない。壱岐市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づいて、評価をして対応していくということにいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） 豊坂議員、よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。14番、牧永護議員。

○議員（14番 牧永 護君） 人事委員勧告の改定を踏まえたとありますが、人事委員勧告の計算方法はどのようなものか、本市の財政は自主財源に乏しく地方交付税や国庫支出金に依存しているが、それらに関係があるのか、また、受け入れなかった場合、何らかのペナルティーがあるのか、私を含め、一般市民から見れば、給与等は地域にあった数字がベストだと思います。市の財政にあった、市の単独の数字を算出すべき委員会、審査会などは設立を考えてないか市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 人事委員会勧告についての御質問でございます。

人事委員勧告について、まず基本的な内容について御説明をさせていただきたいと思います。御承知のとおり、人事委員勧告は労働基本権の制約がある公務員への代償処置として、人事委員が国家公務員の給与や待遇の改善を政府に求める制度でございます。国会と内閣に対し、毎年1回以上、俸給表が適当か否かについて報告するとともに、物価や民間給与の変化などを考慮して勧告を行うものでございまして、例年8月に行われます。公務員の給与水準は、市場の抑制と

いう給与決定上の制約がないことから、経済、雇用情勢等を反映して、労使交渉等によって決定される民間給与の水準に準拠して定めることが最も合理的であるとの考えから、約1万2,300の民間事業所の役職段階や、勤務地域、学歴、年齢などの給与の決定要素を基に、約50万人の個人別給与実態調査をされまして、その給与の決定要素が同じである公務員との比較により、民間給与との差額が算出されておりました。また、ボーナスにつきましては、8月から翌年の7月までの1年間を、民間の支給実績と公務員の年間支給月数を比較して算出されます。

地方公務員の給与改定につきましては、都道府県や指定都市などの人事委員会が設置されている団体においては、当該団体の民間賃金の動向及び人事委員勧告の内容を勘案しまして、人事委員会が市長に対して独自の給与勧告を行うことで、その決定がされております。

一般の市町村など、壱岐市もそうでございますけれども、人事委員会が設定されていない団体においては、国の扱いや都道府県の勧告内容を受けて具体的な給与改定方針が決定されておりました。いずれも議会の議決により給与条例を改正することになっております。

それから、今年度の方でございますけれども、本年度の勧告につきましては、民間における賃金の引き上げ動きを反映し、4月分の月例給について民間給与が国家公務員給与を平均1,469円上回る結果となりまして、その格差を埋めるために俸給表の水準を引き上げるとともに、地域手当の支給割合の一部引き上げがなされ、いずれも4月にさかのぼって実施されるところでございます。また、ボーナスについても民間の支給状況等を踏まえ、0.1月分の引き上げがされまして、年間4.1が4.2になるということでございます。なお、このボーナスの引き上げ分につきましては、勤勉手当に配分することとされておまして、本年度においては12月に0.1月全部を、来年度以降は6月と12月にそれぞれ0.5ずつ配分されるという形となっております。

市の財政状況を考えることかということであろうけど、ただいま御説明した内容のことによりまして、決定をいたしているところでございます。上程をさせていただいております。

例えばまた、その勧告に従わなかった場合に何か罰則があるのかと、これは罰則はございません。

そういうことで、この決定については、人事委員勧告を尊重して、人事委員会もないものから、それを尊重して、どこの自治体もやっておるということでございます。他市の状況でございますけれども、県におきましては、今2月会議で上程をされておまして、また、本市を含む13市についても3月会議で上程をされておるということでございます。

そして、当然、皆様方特別職、議員の皆様方も、当然今回の改定の中にあるわけでございますけれども、本市においては見送るということに御意見をいただきましたので、そういうことで、見送りをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（鵜瀬 和博君） 14番、牧永議員。

○議員（14番 牧永 護君） 人事勧告が民間の数字をちゃんと計算しているということでございますけど、私たちから見れば、民間の給与がほとんど上がってないのにという意見が多ございますので、質問させていただきました。

先ほど、市長に、人事委員、給与の、市町村にはないけど、私は、よそがなかったもうちでは作って、検討してもいいんじゃないのかと思っておりますので、その辺だけお聞きしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 牧永議員がおっしゃる全国の水準と、壱岐の水準がどうなのかということが、その主旨だと思っております。

職員組合等との問題もございますが、今後研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） よろしいですか。ほかに質疑がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号壱岐市へき地診療所条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号壱岐市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第 2 1 号の質疑を終わります。

次に、議案第 2 2 号壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第 2 2 号の質疑を終わります。

次に、議案第 2 3 号壱岐市火災予防条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第 2 3 号の質疑を終わります。

次に、議案第 2 4 号公の施設（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第 2 4 号の質疑を終わります。

次に、議案第 2 5 号公の施設（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第 2 5 号の質疑を終わります。

次に、議案第 2 6 号公の施設（壱岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第 2 6 号の質疑を終わります。

次に、議案第 2 7 号公の施設（壱岐市石田町総合福祉センター）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第 2 7 号の質疑を終わります。

次に、議案第 2 8 号公の施設（へい死獣畜一時保管処理施設）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第 2 8 号の質疑を終わります。

次に、議案第 2 9 号公の施設（勝本総合運動公園）の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号過疎地域自立促進計画の策定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号市道路線の廃止について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第31号の質疑を終わります。

日程第26. 議案第32号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第26、議案第32号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会でお願ひします。

日程第27. 議案第33号～日程第33. 議案第39号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第27、議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第33、議案第39号平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）までの7件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑

を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第39号の質疑を終わります。

日程第34．議案第40号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第34、議案第40号平成28年度壱岐市一般会計予算を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第35．議案第41号～日程第42．議案第48号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第35、議案第41号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算から、日程第42、議案第48号平成28年度壱岐市水道事業会計予算までの8件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第41号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号平成28年度壱岐市水道事業会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第48号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第7号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから、議案第31号市道路線の廃止についてまで、及び議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第39号平成27年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）まで、並びに議案第41号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算から、議案

第48号平成28年度壱岐市水道事業会計予算まで40件を、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第32号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）及び議案第40号平成28年度壱岐市一般会計予算については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号及び議案第40号については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員に選任することに決定しました。

それでは、しばらく休憩します。

午前10時56分休憩

.....
午前10時56分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定しましたので御報告いたします。

予算特別委員会委員長に11番、中田恭一議員、副委員長に14番、牧永護議員に決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、3月7日月曜日午前10時から開きます。

なお、7日は一般質問となっており、3名の議員が登壇予定となっています。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継をいたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしく申し上げます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時57分散会